

申告の準備はお済みですか？

まもなく平成25年分の所得税の確定申告と市・県民税の申告の時期となります。
正しい申告と納税は私たちの義務であり、社会のルールです。自分の所得と税額
を正しく計算し、期限までに申告、納税を済ませましょう。

申告期限が近づくと、窓口は大変混雑します。早めに申告準備を済ませ、余裕を
持ってお出かけ下さい。

市・県民税

▼申告が必要な人

平成26年1月1日現在、下呂市内
在住で次のいずれかに該当する人

○営業、農業などの事業所得や
不動産所得のある人

○事業主から市へ給与支払報
告書が提出されなかった人
(日雇い、パートなどの人は、
事業主に確認してください)

○配当、譲渡(株、土地、建物)
などの収入がある人

○次に該当する人は、収入がな
くても申告をお願いします。

・国民健康保険加入者、後期高
齢者医療保険加入者とその世
帯主の人(申告がない場合は、保
険税等の軽減が受けられません)

・税務証明書(所得証明書など)
が必要な人

▼申告が不要な人

○平成25年分所得税の確定申告
を行う人

○勤務先から市へ給与支払報告
書の提出があった人で、給
与所得以外の所得がない人

※住民税についての詳しい内容
は、別紙『知っておきたい身近
な税金のしくみ』または、下
呂市ホームページ(<http://www.city.gero.lg.jp/gyousei/>)より確
認してください。

所得税

▼申告が必要な人

○年金受給者で、各控除を受け
ようとする人

○サラリーマンで次のいずれか
に該当する人

・給与収入が2千万円を超える人
・給与所得と退職所得以外の各
所得の合計額が20万円を超え
る人

・2ヶ所以上から給与を受けて
いる人

・社会保険料、扶養、医療費控
除などの各控除を追加変更し
ようとする人

○営業、農業などの事業所得や
不動産所得のある人、土地
や建物を譲渡した人などで
平成25年中の合計所得金額
が、基礎控除などの所得控
除の合計額より多い人

▼年金所得者の確定申告不要制度

平成23年分確定申告より公
的年金の収入金額の合計額が
400万円以下で、かつ、公的
年金等に係る雑所得以外の所得
金額の合計が20万円以下である
場合は、所得税の確定申告をす
る必要がなくなりました。(ただ
し、市・県民税の申告は必要です)

申告に必要なもの

○印鑑(スタンプ式以外の朱肉
を使用するもの)

○申告書(税務署、市から届い
ている人はそれを使用して
下さい)

○収入を証明する書類

・平成25年中に支払を受けた公
的年金や給与すべての源泉徴
収票(原本)

・平成25年中に支払を受けた個
人年金や内職などで請け負っ
た業務に対する支払明細書

・事業所得や不動産所得の収支
内訳書

※収用や居住用財産を譲渡した場
合は、事前に税務署または市役所
税務課へお問い合わせください。

○控除を証明する書類(書類が
ない場合は控除できません)

・生命保険料(一般用・個人年金
用・介護医療用)の控除証明書
・地震保険料などの控除証明書

・国民年金保険料の控除証明書
・寄附金の受領証明書
・医療費の領収書

※医療費の領収書は、受診者、
医療機関ごとに領収日順にまと
め、合計金額がわかるようにし
て下さい。事前にまとめてい
ない場合は申告を受けできない
こともあります。

自宅から申告(e-Tax)

自宅のパソコンからインター
ネットを利用して確定申告がで
きます。

※電子申告はe-Tax

税務署に行かずに ネットで申告 e-Tax

- ① 添付書類の提出省略
- ② 還付がスピーディー
- ③ 24 時間受付



※ e-Tax の利用に際しては、事前準備が必要です。
国税庁 e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

市・県民税の申告と 所得税の確定申告の受付がはじまります

期間は 2月17日(月)～3月17日(月)

申告受付会場一覧表

受付時間▶ 8:30～12:00 ▶ 13:00～17:15 (日曜は ▶ 9:00～12:00 ▶ 13:00～16:00)

会 場	受 付 期 間	日曜日の開設日
市役所下呂庁舎 1 階ロビー	2月17日（月）～3月17日（月）の平日全日	2月23日
市役所萩原庁舎選挙管理委員会室		3月2日
小坂振興事務所 1 階相談室	2月17日（月）～2月21日（金）の平日全日 2月24日（月）～3月17日（月）の月・水・金曜日	
金山振興事務所 1 階ロビー		
馬瀬振興事務所内		

※今回から小坂振興事務所、金山振興事務所、馬瀬振興事務所での申告受付日が変更となっておりますのでご注意ください。

住宅取得控除説明会		
2月7日(金)	10:00～12:00 13:00～17:00	星雲会館 天慶の間
高山税務署職員・税理士による無料申告相談会		
2月25日(火)	10:00～12:00 13:00～16:30	市役所下呂庁舎 1 階ロビー
2月26日(水)		

■高山税務署職員・税理士による無料申告相談会
高山税務署職員と税理士による無料申告相談会を左記のとおり2日間にわたって開催致しますので、是非ご利用ください。
【無料相談にあたってのお願い】
当日は大変混みあつことが予想されますので、営業、農業などの事業所得や不動産所得のある人は、青色決算書または収支内訳書をあらかじめ作成しておいてください。また、必要書類など忘れ物のないよう事前にご確認の上お越しください。

■住宅取得控除説明会
平成25年中に住宅等取得された人で、一定の要件を満たしている場合は、税額控除が受けられます。上記のとおり説明会を開催致します。参加希望される場合は、事前に案内を送付致しますので、市役所税務課までお問い合わせください。

■青色申告の方へ
青色申告に関する相談及び申告書の作成は市役所では行っておりません。

申告相談等は、税務署へお問い合わせいただくか、上記の「高山税務署職員・税理士による無料申告相談会」をご利用ください。

■申告及び納期限

▼所得税・贈与税…3月17日(月)
▼消費税…3月31日(月)
期限までに申告、納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署、各申告会場に備え付けの納付書をご利用ください。
※贈与税の申告相談は市役所で行っておりません。

問 合 先

- ◆所得税の確定申告に関することは
高山税務署 9:00～17:00
☎ 0577-32-1020
(電話は自動音声により案内されます)
- ◆市・県民税の申告に関することは
市役所市民部税務課 8:30～17:15
☎ 24-2222 内線 140・141

平成 26 年 1 月から、 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

平成 26 年 1 月からは、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。